

徳島県食育推進計画(第4次)

(案)

令和3年3月
徳島県

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の見直し・公表	1
4	計画の位置付け	2

第2章 食をめぐる現状

1	食生活環境の変化	3
2	食育の推進状況	5
	・第3次食育推進計画における指標の達成状況	5
	・各ライフステージにおける特徴や課題	6
	・食育で学び実践する項目	8

第3章 食育の基本理念と今後の推進方針

1	基本理念	10
2	推進方針	10
	1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	10
	2) 持続可能な食を支える食育の推進	14
	3) 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進	17
3	食育を推進するための主要指標	18

第4章 計画の推進体制

1	食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実	19
2	官民連携による推進体制	20
3	関係者・団体等の役割	21

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。
(食育基本法)

この計画は、徳島県民（以下、「県民」という）が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携して、食育を推進するための基礎となるものです。

徳島県では、平成18年度～22年度の「徳島県食育推進計画」、平成23年度～27年度の「徳島県食育推進計画（第2次）」、平成28年度～令和2年度（平成32年度）の「徳島県食育推進計画（第3次）」の基本理念を継続し、一層、食育を推進するために本計画を策定しました。

2 計画期間

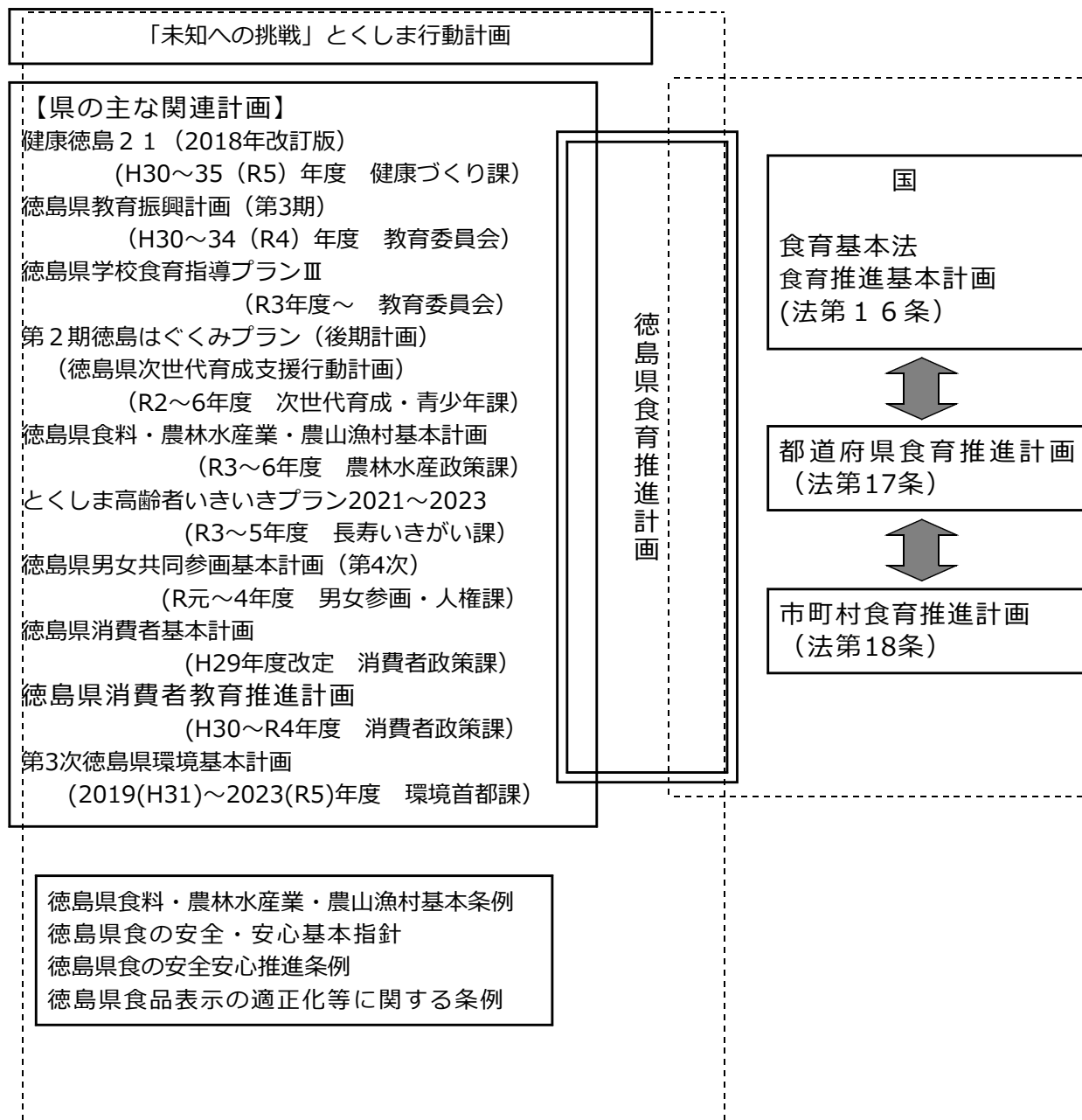
食育は、即時の効果を期待するものではなく、ある程度の期間を見据えた取組みが必要であることや、国の食育推進基本計画や県の他の関連計画との整合性を図りながら実施することが計画を実践する上で効果的であることから、計画期間は令和3年度～7年度までの5年間とします。

3 計画の見直し・公表

社会経済情勢等の様々な状況の変化により、計画の変更が必要になった場合は、県民からのパブリックコメント等の意見を聞いて見直しを行い、計画を見直した時は、広く県民に公表します。

4 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第17条第1項に基づく「都道府県食育推進計画」です。国の食育推進基本計画や県の各種計画との整合性を図るものとします。



第2章 食をめぐる現状

近年、食をめぐる社会情勢等が変化し、食生活の乱れや栄養の偏り、さらには生活習慣病の増加などの様々な問題が生じています。特に若い世代の食生活に関しては、栄養の偏りや欠食など改善すべき点が少なくありません。

徳島県では、平成19年に「徳島県食育推進計画」、平成23年に「徳島県食育推進計画（第2次）」、平成28年に「徳島県食育推進計画（第3次）」を策定し、食育の取組みを総合的に推進してきました。

その結果、食育の取組みは着実に進展してきましたが、野菜摂取量や朝食の欠食等の課題について、今後も継続的な取組みが必要となります。

また、国の第4次食育推進基本計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育を巡る状況を踏まえ、重点事項として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育に推進」を掲げ、食育の取組みにおいてもSDGsの考え方を踏まえて推進することが必要となります。

1 食生活環境の変化

徳島県の一般世帯人数及び単身世帯の割合の推移

	H12	H17	H22	H27
1世帯あたり人数	2.78	2.64	2.52	2.39
単身世帯の割合	24.4%	26.9%	29.0%	32.1%

1世帯あたりの人数は減少し、単身世帯の割合は増加しています。

総務省「国勢調査」

食の外部化の推移

	H12	H17	H22	H27	H30
外食率	35.4%	36.6%	35.3%	34.6%	34.0%
食の外部化率	43.0%	44.9%	44.0%	43.6%	43.5%

外食や中食(惣菜や調理食品を購入して家庭で食べる)の割合が食料消費支出の約4割を占めています。

(公財)食の安全・安心財団 統計資料

外食率：食料消費支出に占める外食の割合

食の外部化率：外食に惣菜・調理食品の支出割合を加えたもの

県民の野菜摂取量

		H22	H24	H28
徳島県	男性	245 g	260.7 g	312.6g
	女性	241 g	264 g	309 g
全国		281.7 g	286.5 g	276.5g

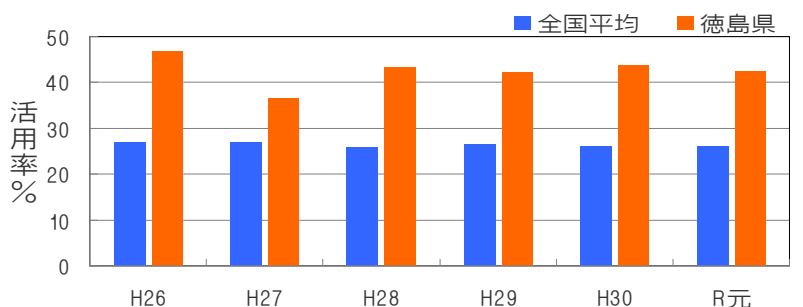
(男女20歳以上)

厚生労働省 「国民健康・栄養調査」

(都道府県比較 H22、24、28)

県民（成人）の1日あたり野菜摂取量は増加傾向にあり、全国平均を上回るまで改善したが、目標量の350gには約40g到達していません。

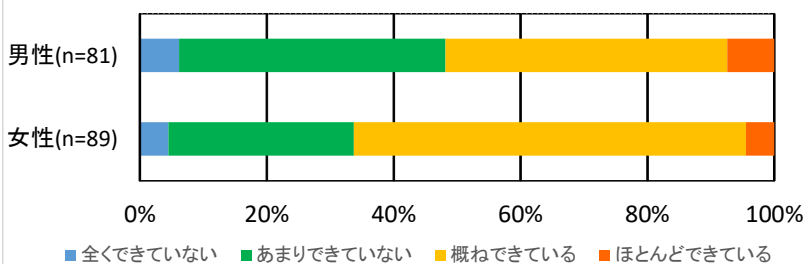
学校給食における地場産物活用状況(品目ベース)



文部科学省 「学校給食栄養報告(週報)」

徳島県の学校給食における地場産物活用状況は全国平均を上回っています。

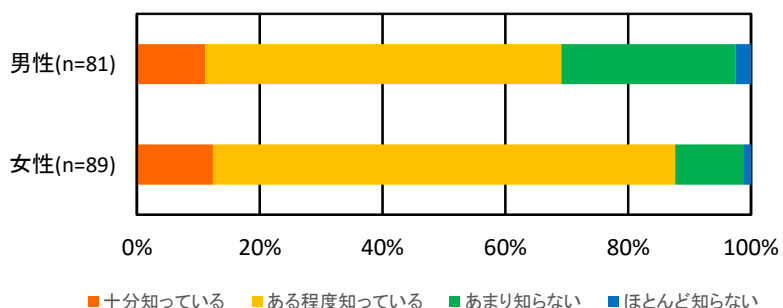
主食、主菜、副菜を基本に食事バランスを実践している人の割合



徳島県 「e-モニターアンケート」(R元)

食事バランスを実践できていない人の割合は男性48.1%、女性33.7%と、男性が多い傾向です。

地域の郷土料理や行事食についての理解度



徳島県 「e-モニターアンケート」(R元)

県民の約8割の人が、地域の郷土料理や行事食についてある程度理解しています。



2 食育の推進状況

第3次食育推進計画における指標の達成状況

項目	基準値 (H26)	H31 (R元)	目標値 (R2)	備考
健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践				
「主食・主菜・副菜を基本に 食事のバランス」を実践している人 の割合	67.1%	59.4%	70%	e-モニターアンケート
朝食の欠食率 週4日以上 の人の割合	6.4%	6.5%	0%	
栄養教諭・学校栄養職員による食に 関する授業実施学年の割合	22.2%	51.9%	55.5%	県教育委員会
小中学校への栄養教諭の 配置人数	50人	63人	60人	
食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進				
リスクコミュニケーションとしての 体験型意見交換等の参加者	489人	955人	500人	安全衛生課
食品の安全性に関する知識がある人 の割合	-	64%	70%	
食文化の継承や農林水産業への理解の促進				
普段の買い物や食事の際に地産地消 を意識している人の割合	84.9%	82.3%	90%	e-モニターアンケート
学校給食に地場産物を活用する割合 *基準値は過去10年間(H16～25)の平均	32.7%*	42.4%	35%	県教育委員会
地域の郷土料理や行事食に ついて知っている人の割合	63.0%	78.8%	80%	e-モニターアンケート
食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実				
食育に関心を持っている人の割合	90.1%	86.5%	95%	e-モニターアンケート
ジュニア・若手食育リーダー数	0人	264人	300人	もうかるブランド推進課

各ライフステージにおける特徴や課題

乳・幼児期（0～5歳）

乳幼児期は、心身の機能や食行動の発達が著しい時期であり、食生活の基礎をつくる大切な時期です。

規則正しい生活習慣を身につけ、多くの食物を体験し、味覚を育てることが大切です。

また、家族そろった楽しい食事の中から食事のマナーを身につけるなど、豊かな人間性を育むための取組みも重要です。

小学校期（6～11歳）

小学校期は、生活習慣・食生活の基礎が完成する時期です。また、心身の成長が著しい時期であるので、自分の成長について知ることが大切です。

食に関わる活動や体験学習を通じて、食への興味を深め、自分が理解したことを積極的に試してみようとする力を育てることが大切です。

また、食を通じた家族や仲間との関わりや、地域や暮らしのつながりの中で、食の楽しさを実感し、食を楽しむ心を育てることも重要です。

中学校期（12～14歳）

中学校期は、習得した知識を応用して自分の健康や食生活に関する課題を見つけ、自分らしい食生活の実現を図っていく時期です。

楽しい食事を通して望ましい人間関係を育てるとともに、食文化や食に関わる歴史と自分の食生活との関連について考えることも大切になってきます。

この時期には、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満ややせなどの健康課題も見られるので、自分の食生活を見つめ直し、よりよい食習慣を形成しようと努力する力を身に付けることが大切です。

青年期（15～24歳）

青年期は、食習慣の自立期で、自分で選ぶ食事や外食などの機会が増えてきます。特に一人暮らしの場合は、栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが心配されます。この時期には、肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題も見られるので、自分の食生活を振り返り、改善できる力や、自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる力を育むことが大切です。

また、徳島県産の農林水産物を積極的に活用するとともに、食文化や環境に積極的に関わることが楽しいと感じることができる取組みも重要です。

壮年期前期（25～39歳）

壮年期前期は、心身ともに充実し、仕事や子育てなど活動的な時期です。栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが重なると、生活習慣病などの悪影響が出てくる可能性があります。健全な食生活を身に付け、自らの食生活を点検する習慣を持ち、健康管理ができることが大切です。

家庭においては、子どもたちに食事の基礎知識を教え、健やかな生活リズムを作ることも重要です。

壮年後期（40～64歳）

壮年期後期は、生活習慣病を発症することが多くなります。これまでの生活習慣を見直し、改善に取り組むことが重要です。

職場や地域と連携し、生活習慣病の予防や適切な食に関する知識を持ち、実践することも大切です。

高齢期（65歳以上）

低栄養・フレイルを予防し、生活の質の維持を図るため、心身の状態にあった食生活を無理なく続け、これまでの経験や知恵を身近な人々に伝えながら、満足のいく生活を長く続けることが重要です。

また、郷土料理の継承や食事マナーの指導者としての役割も重要です。単身の高齢者等の食生活を充実させるために、地域社会での適切な支援が必要です。



食育で学び実践する項目

県民が生涯にわたって、健康で豊かな生活を実現するためには、食に関する幅広い知識を身に付け、実践することが必要なことから、次の項目を掲げます。

		乳・幼児期 (0～5歳)	少年期 (6～14歳)	
			小学校期	中学校期
		食習慣の基礎づくり	食習慣の完成期	食習慣の自立期
食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む	食育で学び実践する項目			
	○ 自分に応じた食事量や野菜摂取をはじめ、バランスのとれた食事の知識と料理をつくる力を身に付け、朝食から始まる規則正しい生活をおくる	決まった時間に、決まった量の食事・おやつを食べる習慣を身に付ける	食べ物と身体の働きを理解する 食品の組み合わせなどバランスのとれた食事の知識を身に付ける 朝食をとることの大切さを理解し、きちんと食べる生活習慣を身に付ける	食事が果たす役割や健康との関わりを理解し、朝食をはじめ毎日規則正しく食事をとる簡単な日常の食事の調理の仕方を身に付ける
	○ 食の安全を考えて、適切な選択ができる	多様な食材・調理法に接し、良く噛んで味わうことにより、苦い・酸っぱい・辛い・甘いなどの味の変化がわかるようにする	食品表示など食品の品質や安全性について関心を持つ	正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性を判断し、食品が選択できる
	○ 適度な運動と健全な食生活を心がけ、生活習慣病の予防に努める	体を動かす遊びを通じて、空腹感が感じられる生活習慣を身に付ける		生活習慣病と食事、運動の関係についての知識と関心を持つ たばこことアルコールの正しい知識を持つ
	○ 食事マナーを身に付け、様々な場面で食を楽しみ、コミュニケーションを図る	食事の時間を家族・仲間とゆったりとすごし、「いただきます」「ごちそうさま」が言えるようにする	食事の手伝いなどを通じて食に関する関心を広げ、家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう	食事のマナーを考え、家族や友人など周りの人との会話を楽しみながら気持ちよく会食する
	○ 様々な体験を通じて、食べる事への感謝の気持ちや食物や水を大切にすることを大切にする	家庭菜園や調理（皮むき・洗浄・食器の準備など）に関わる機会を多く持ち、食事に興味を持つことのできる環境を整える	農林漁業体験など食に関する体験を通じ、食べ物と自然を大切にすることを育てる	体験を通して、農林水産業や自然環境について理解を深め、食に関わる人々や自然の恵みに感謝し、食事を味わう
	○ 地域の農林水産業に親しみ、地産地消を実践する	食材そのものの味がわかる味覚を養う	地域の食材を知り、地産地消について理解を深める 農林水産物の生産や収穫に携わり、地域の人々との交流を深める	地域の食材を調理したり食べたりする活動を通して、その旬やおいしさを味わう
	○ 地域の食や農、自然環境等を活かして豊かな食文化を継承する	徳島の郷土料理・行事食などを食べる機会を多く持つ	地域に伝わるの郷土料理や行事食について学び、食文化を尊重する心を持つ	
○ 食べ残しや廃棄等、環境に配慮した行動ができる		食べ物と環境について知り、残さず食べる	残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など食と環境について考える	

青年期 (15～24歳)	壮年期 (25～64歳)		高齢期 (65歳以上)
	壮年期前期	壮年期後期	
食習慣の自立期	食習慣の見直し	生活習慣病の予防	
栄養と体調の関連や食事バランスなどを理解し、食品を選択する能力や自立のための基本的な調理技術を身に付ける	自分の健康に関心を持ち、適正な食事量や食事バランスの知識を習得し、日本型食生活に親しむなど、適切な食生活を実践する	健康状態に応じ食生活を見直し、適切な食生活を実践する	加齢に伴う体調の変化に合わせた食生活を実践する
食品の栄養表示、添加物やアレルギー表示などを理解し、食品の正しい選択ができる			
生活習慣病と食事、運動の関係についての知識と関心を持つ たばことアルコールの正しい知識を持つ	生活習慣病について正しい知識を身に付け、健康の維持増進のため、自分に合った適切な食事や運動を実践する	生活習慣病等の予防のため、適切な食事や運動を実践する	体調に合わせた食事や運動が実践できる
家族や友人など周りの人と関わりを持ちながら楽しく食べる	家族や友人とともに食事を楽しむ		孤食傾向になりやすいので、家族や友人などと一緒に楽しく食事する
農作業等の体験体験を通して、農林水産業の多面的機能などを理解する	家族や仲間と農作業等の体験に出かけ、農林水産業や自然の恵みについての理解を深め、それらの大切さについて考える機会を持つ	地域で採れた農産物や山菜、魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用する	地域で採れた農産物や山菜、魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用し、その方法を教える
地域の農林水産物を知り、旬の味を楽しむ 地産地消の実践により生産者との信頼関係を築く	地域の農林水産物を積極的に活用した料理に親しみ、地産地消を実践より生産者との信頼関係を築く	地域の農林水産物を積極的に活用した料理に親しみ、地産地消を実践する。	地域の旬の食材の美味しさや利用法を次世代に伝える
地域や家で受け継がれてきた料理に関心を持つ	地域の郷土料理、伝統食、加工品等の食文化を取り入れる	地域の郷土料理、伝統食、加工品等の食文化を受け継ぎ、育む	郷土料理や伝統的な食材、乾物等の料理の楽しみ方を次世代に伝える
残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など食と環境について考える	残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など環境に配慮した行動を実践する		

第3章 食育の基本理念と今後の推進方針

1 基本理念

県民一人一人が食を大切に考え、食に関する正しい知識や技術を身に付け、健全な心身を培うとともに豊かな人間性を育むため、第3次計画に引き続き、次のとおり基本理念を定めます。

(基本理念)

食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む

2 推進方針

食をめぐる問題とこれまでの取組みや課題等を踏まえ、家庭、学校、保育所、地域、職場等を中心に、県民が生涯を通じて健全な食生活が実現できるよう、今後5年間、次に掲げる3つの推進方針に基づき、県民運動として食育の推進に取り組みます。

1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校・保育所等、地域の各段階において、切れ目なく生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進し、豊かな人間性を育みます。

豊かな自然に育まれた徳島県が誇る多彩な食材を利用しながら、野菜摂取をはじめ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を推進するとともに、「とくしま食事バランスガイド」等を活用し食事バランスや体調にあった食生活の実践を推進します。

(1) 家庭における食育の推進

食事を楽しみ、つながりを大切にする食育の推進

家庭は、健全な食生活を確立するための重要な役割を担っています。

生活の多様化が進む中、子どもの頃から食に関する様々な経験や親子で参加する体験を通じて、保護者や子ども自身が食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立に努めます。

(生活リズムの向上)

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上に取り組む活動を推進します。

(望ましい食習慣や知識の習得)

日常生活の中で、買い物や料理の手伝いを通して食材選びや調理法、食品に含まれる栄養素や体に対する働きを学んだり、食事のマナー、地域の食材や郷土料理、環境などへの理解が深められるよう、家族と一緒に食卓を囲んで楽しい食事を心がけることを推進します。

(子どもの生活習慣病予防の推進)

生活習慣病を予防するためには、子どもの時期から適切な生活習慣（栄養・運動・休養）を身に付ける必要があることから、栄養と運動の両面から生活習慣病予防対策を推進します。

(2) 就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期から基本的な生活習慣の形成に資する推進

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が形成される極めて大切な時期であり、この時期に望ましい食習慣や豊かな味覚を身に付けることは非常に重要です。

就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて基本的な食習慣を身に付けるとともに豊かな食体験を積み重ねていけるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等において家庭や地域と連携し、食育の推進を図ります。

その際、保育所においては「保育所保育指針」に、幼稚園においては「幼稚園教育要領」に、認定こども園においては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等に基づき、施設長や園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等全教職員の協力の下、各施設の子どもの生活に沿った食育の計画を作成し、創意工夫のある取組みを実施します。

取組みを進めるに当たっては、楽しく食べることや、食材とのふれあい、食事の準備をはじめ、行事食・郷土食など食に関する様々な体験や指導を通じて、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、人と関わる力の養成、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちを育むよう努めます。

また、献立表の配布・給食だよりの発行、給食の実物の展示などを通じた保護者への情報提供や、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供に努めるなど、市町村や地域の関係機関等と連携しながら積極的に食育の推進を図ります。

(3) 学校における食育の推進

学校は、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培うために、重要な役割を担っています。学校においては、さまざまな学習や体験活動を通して、魅力ある食育を推進し、児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう努めます。

(指導の充実)

給食の時間、体育科や保健体育科、家庭科や技術・家庭科及び特別活動の時間のもとより、各教科・科目、道徳科、外国語活動、及び総合的な学習（探究）の時間等においても、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体を通じて組織的・計画的に行います。

栄養バランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても、教科等の内容と関連させた指導を行います。

また、児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組みます。

学校給食に地場産物を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや、地域の文化、伝統に対する関心と理解を深めます。

さらに、全体での指導では解決できない健康に関係した個別性の高い課題について改善を促すため、計画的に個別的な相談指導が行えるよう、指導体制の整備を促進します。

そのために、各学校において策定している食に関する指導の全体計画に基づき、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭がその専門性を生かし、食育推進の要として、食育リーダーと共に全教職員が連携・協力しながら、組織的な取り組みを進めます。

(家庭や地域と連携した食育の推進)

児童生徒の食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の育成や、健康状態の改善を図るため、学校・家庭・地域が連携した食育の推進に努めます。

また、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験等、児童生徒の様々な体験活動も推進します。



親子料理教室

(4) 地域における食育の推進

ア. 健康寿命の延伸につながる食育の推進

健康寿命の延伸につながる食育として、あらゆる世代が「食」に関して信頼できる情報に基づいた適正な判断を行う能力を身に付け、健全な食生活が実践できるよう、保育所、学校、ボランティア、農林漁業者、食品関連事業者等との連携のもと、それぞれの団体や施設から健康に配慮したメニューや食材の提供、栄養・食生活等に関する適切な情報提供、共食の機会の提供など、多面的な活動が推進されるよう取り組みます。

特に、県民の野菜摂取量向上に向け、「とくしま野菜週間」における啓発をはじめ、「健康とくしま応援団」や「地産地消協力店」等様々な関係機関を通じた取り組みを推進し、1日の野菜摂取目標量の周知を図るとともに、野菜料理を摂取しやすい環境整備、さらには、簡単に家庭で調理できる野菜料理レシピの普及を促進します。

さらに、「健康づくり推奨店」等との連携のもと、主食・主菜・副菜を普及するとともに、外食においてもバランスの良い食事を選択できる環境の整備に努めます。



野菜摂取啓発用のぼり



野菜料理コンクール優秀作品レシピ集

イ. 生涯を通じた切れ目のない食育の推進

県民が生涯にわたって、健康で豊かな生活を実現するために、各ライフステージの特徴に応じた取組みを推進します。

乳幼児や小学生は、食生活や生活習慣の基礎をつくる大切な時期であることから、朝食や共食の大切さ、主食・主菜・副菜をそろえて食べること等、食育の基礎となる部分についての取組みを推進します。

また、親元を離れ食生活に偏りが生じやすい年代である大学生や、一人暮らしに向けて準備を始める高校生、働き方が多様化し健康への影響が生じやすい働き盛り世代への取組みとして、学校や企業等の協力体制を整え、学生や労働者に対する食育活動を推進し、生活習慣病の発症予防を目的としたバランスのとれた食事の習慣化につなげていきます。

そして、高齢者へは、低栄養・フレイル予防に重点を置き、いつまでもいきいきと活動できる活力を維持するための食育を推進するとともに、高齢者の閉じこもりを防ぐための共食の場の整備を進めます。

ウ. 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

働き盛り世代は、特に生活習慣病を発症しやすい世代であることから、健全な食生活を身に付け、自らの食生活を確認する習慣を持ち、健康管理ができることが大切です。

そのため、「健康とくしま応援団」をはじめ、従業員が健全な食生活を身につけ、習慣化するための正しい食情報の発信や、適切な食生活の実践に向けた支援を実施する事業所等の取組みを推進します。

また、給食施設である社員食堂においても、従業員の健康に配慮したメニューの提供や生活習慣病予防のための啓発活動を推進すべく、給食施設で利用できる啓発ツールの作成や、情報発信に努めます。

工. 食に対する正しい知識の普及

① 食の安全・安心確保のための相互理解の促進

消費者、行政、食品関連事業者等関係者が信頼関係を構築し、相互理解を深めるため、体験型意見交換会等のリスクコミュニケーションを促進します。

② 自らの食を自らの判断で正しく選択する力の育成

「食」に関する情報が氾濫し、食品の安全性への不安や健康志向が高まる中、県民自らが情報を集め、知識を習得し、主体的に課題解決に取り組む力が求められています。

このため、食の安全・安心に係る様々な事象に対して、最新の知見と正しい知識に基づき冷静に判断できるよう、子どもの頃からの食育や消費者教育を推進します。

③ 多様な手段による正確な食情報の提供

食の安全・安心情報を一元的に掲載した『食の安全安心情報ポータルサイト』の充実や、『食の安全・安心情報メール（すだちくんメール）』での迅速な情報提供に努めます。

また、食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することができるよう、食品表示の適正化に取り組みます。



食の安全安心情報ポータルサイト

④ 災害時の食のあり方に関する情報提供

地震や台風等の大規模災害等、いかなる場合においても可能な限り健全な食生活が実践できるよう、個々人の状況に応じた食料・飲料水等の備蓄をはじめ、限られた食品や資源をもとに栄養に配慮した食事を作るなど、非常時にも対応できる力を身につけておくための情報の提供に努めます。

2 持続可能な食を支える食育の推進

健全な食生活の基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、食と環境の調和、農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化、地域に伝わる食文化の保護・継承を通じて、持続可能な食を支える食育を推進します。

(1) 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進

生産現場において、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するエコファーマー、有機農業、特別栽培等の農業技術や農業生産工程管理（GAP）の普及促進を図り、「SDGsの達成」に向けた「エシカル農業」の拡大を推進します。

また、消費者をはじめ流通・販売業者、学校関係者等に対して、生物多様性の保全、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減等、農林水産業の持つ多面的機能について理解を深めるための情報の提供に努めます。

家庭や外食における食べ残しや食べられるのに捨てられる「食品ロス」を削減し、食事からはじめる「持続可能な世界の実現」に向けた取組みを推進します。



エコファーマーマーク



とくしま安²農産物認証マーク



食品ロス削減の意識啓発

(2) 食料生産から消費に至る食の循環を意識した食育の推進

ア. 生産者と消費者との交流や体験活動による農林水産業への理解促進

生産者と消費者との交流拠点である農林水産物直売所等を活用し、旬の生産物や地域で特色のある生産物の選び方や食べ方などの情報を積極的に発信することにより県産農林水産物への理解を深め、消費者と生産者の信頼関係を構築する取組みを推進します。

生産から消費に至るまでの食に関する体験活動等への参加を促進し、自然の恩恵の上に食料生産が成り立っていることや食生活が多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感することにより、農林水産業への正しい理解を深める取組みを推進します。



にんじんの収穫体験

イ. 地産地消の推進

農林水産物直売所や量販店における県産農林水産物の販売や学校、病院等の給食、社員食堂、食品産業での県産物の利用拡大を推進するとともに、消費者が地域で生産された新鮮な県産物の購入、県産物を使った料理を食べることができる機会を増やす取組みを推進します。

また、県産品の良さを再発見し、地場産物を積極的に取り扱う「地産地消協力店」や、徳島の食の魅力を県内外に発信する「阿波ふうど繁盛店」と連携した取組みを進めるとともに、毎年11月の地産地消月間を中心に、地産地消活動の普及と定着に取り組めます。



地元野菜を販売している産直市



県産食材の試食PR



地産地消協力店のぼり



阿波ふうど繁盛店ロゴ

ウ. 学校給食における地場産物の活用推進

学校給食における地場産物の活用を進めるため、生産者団体等と連携し、地域の実態に応じた供給体制の整備を促進します。

また、地域の自然や文化、産業や生産者、食に関する子どもたちの理解を増進させるため、学校給食における地場産物等の活用と食育を一体的に推進します。



県産ウナギを使用した鰻井給食

(3) 地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

豊かな自然に育まれた多様な食材や先人の知恵と工夫で生み出された郷土料理、行事食など地域の食文化への関心と理解を深め、日々の食生活に取り入れ、自然の恵みや四季の変化を感じながら食を楽しめる人を増やすための取組みを推進します。



遊山箱

桃の節句等に子ども達が、巻きずし、煮しめ、ういろう、寒天などを詰めてもらい、野山に遊びに出かける時に使っていた弁当箱のことで

3 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

I C T等のデジタル技術の有効活用により、新たな日常生活においても食育を着実に実施するとともに、より多くの県民が主体的、効果的に食育を実践できるよう関係機関が連携を強化し、サポート体制の充実を図ります。

(1) デジタル（オンライン）を有効活用した食育の推進

「新たな日常」においても食育を着実に実施するとともに、より多くの県民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、5GやI o T、I C T等のデジタル技術を有効活用することが重要となります。

デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による社会の変革）が一層進展する中で、最新の食育活動の方法やノウハウを食育関係者間で情報共有を図るとともに、S N Sの活用やウェブ上でのイベント開催及び動画配信、オンラインによる非接触型の食育の展開などを推進します。

ア. 若い世代に関わる食育の推進

マスコミ、インターネットやS N S等デジタル化への対応により、食に関する理解や関心を深められるよう推進します。

イ. 地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

市町村や教育機関等と連携し、各地域の郷土料理の調査・デジタル技術を活用した情報蓄積や普及啓発に取り組みます。

GIGAスクール構想との連携により、学校でのデジタルツールやオンラインを活用した食育の推進に取り組みます。

オンラインでの配信も利用しながら国内外に向けて本県の食文化について情報発信します。

ウ. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する情報提供

S N Sなどの様々な媒体を活用した分かりやすい食品の安全性や栄養に関する情報提供を行います。



レシピ開発およびWEB配信



オンライン料理教室

3 食育を推進するための主要指標

食育を県民運動として推進するにあたり、その成果や達成状況を客観的に把握・評価するため、主要な項目について目標値を設定し、その達成を目指して取り組みます。

ただし、食育基本法の目的や県の基本理念を踏まえ、目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意します。

項目	基準値 (R元)	目標値 (R7)	備考
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進			
「主食・主菜・副菜を基本に食事のバランス」を実践している人の割合	59.4%	70%	e-モニターアンケート
朝食の欠食率 週4日以上の人	6.5%	0%	
栄養教諭・学校栄養職員による食に関する授業を半分以上の学年で実施する小・中学校の割合	93.5%	100%	県教育委員会
リスクコミュニケーションとしての体験型意見交換等の参加者	955人	900人	安全衛生課
エシカル消費について知っている人の割合	64%	70%	e-モニターアンケート
持続可能な食を支える食育の推進			
普段の買い物や食事の際に地産地消を意識している人の割合	82.3%	90%	e-モニターアンケート
学校給食に地場産物を活用する割合 *金額ベース（R元年度の基準値は、国の「学校給食における地場産物及び国産食材の使用状況調査」による）	62.8%	65%	県教育委員会
学校給食に国産食材を活用する割合 *金額ベース（同上）	81.7%	85%	
地域の郷土料理や行事食について知っている人の割合	78.8%	80%	e-モニターアンケート
県産食材供給量 （学校給食、社員食堂、福祉施設給食等）	2,513万円	3,050万円	もうかるブランド推進課
エシカル農産物の生産面積	1,531ha	2,250ha	
新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進			
食育に関心を持っている人の割合	86.5%	95%	e-モニターアンケート
ジュニア・若手食育リーダー数	264人	550人	もうかるブランド推進課

第4章 計画の推進体制

1 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実

ア. 食育推進運動に関わる人材の育成

食育の活動を浸透させていくため、行政や関係団体はもとより、地域や生活に密着したボランティア等の役割が重要であり、これらのボランティア団体、特に若い世代への食育の啓発を促進するため、小学生、中学生、高校生、大学生の食育推進の担い手として「ジュニア・若手食育リーダー」を育成し、活動を支援します。

毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、「とくしま学校給食の日」を中心に関係機関が連携して啓発行事や取組みを実施し、食育のさらなる定着と促進を図ります。

イ. 行政、食に関係する様々な関係者や団体間の連携の促進

広く県民運動として食育を推進するためには、県や市町村、学校、保育所、ボランティア、農林漁業者、医療・保健関係者、食品関連事業者等が相互に連携し取り組むことが必要です。

そのために関係者のネットワークを構築し、情報や意見交換が促進されるよう連携を強化して、食育に関する普及啓発に取り組めます。

また、「食」に関して信頼できる情報、体験活動やボランティア活動等について、多様な手段を通じて積極的に情報提供するよう努めます。



とくしまの食育応援団ホームページ



料理検索サイトクックパッド県公式キッチン

2 官民連携による推進体制

本県の食育を総合的かつ計画的に推進するために、県の関係部局を横断した体制整備を行い、連携・協力しながら取り組みます。

豊かな食のとしま！食育推進体制

もうかるブランド推進課

- 県食育推進計画の策定・実施
- 食育推進体制の充実
- 総合的な食育の推進
- 地産地消の推進

安全衛生課

- 食の安全・安心の推進

健康づくり課

- 地域における食育推進

教育委員会体育学校安全課

- 学校における食育の推進
- 学校給食における地場産物の活用の推進

としま食育推進協議会

食育推進の取組みを促進するための関係団体の連絡会

市町村

食育関連施策の実施
(市町村食育推進計画の策定)

関係者・団体

子どもの保護者
教育・保育関係者
医療・保健関係者
農林漁業者
食品関連事業者等
各種団体
ボランティア等

県民運動としての食育推進



3 関係者・団体等の役割

県民

県民一人一人が、食に関する正しい知識と理解を深めるとともに、自らの判断により合理的な食行動に努め、豊かな心を育むことが重要です。

子どもの保護者

家庭は、食生活の基本の場であり、望ましい食生活の実践や、食に関する知識・マナーの習得等、正しい食習慣等を身に付けることは、子どもの健全な育成に不可欠です。

教育・保育関係者等

学校、保育所等は、子どもの頃の食育の重要性を踏まえ、食育推進体制の整備や関係職員の資質の向上に努めるとともに、行政関係者や保護者との連携を図り、自主的かつ積極的に子どもたちに対する食育の推進の主体となります。

医療・保健関係者等

医療・保健関係者等は、健康な生活を維持向上させ、適切な食習慣の定着を推進するために、医療及び生活習慣の改善に関する指導を行います。また、給食を提供する医療機関や福祉施設においては、適正な食の知識、情報及び安全・安心な食事を提供し、健康づくりの専門機関として、地域と連携した食育の推進を担います。

農林漁業者等

農林漁業関係者は、食を支える農林水産業・農山漁村の役割の重要性と、農林漁業や「食」に関する県民の理解を増進することの意義を踏まえ、自主的かつ積極的に教育ファーム等の体験活動や食育に関する普及・啓発に取り組むとともに、食育推進に関する施策や、活動に協働することが求められます。

食品関連事業者等

食品の製造・加工・流通・販売を行う事業者等は、その事業活動が、食品の安全・安心の確保、県民の健全な食生活の実践に大きな影響を持つことを踏まえ、食に関する幅広い情報を多様な手段で、消費者に提供する等、積極的に食育を推進するとともに、食育推進に関する施策や活動に協力し、役割を担います。

各種団体、ボランティア等

関係機関・団体等は、各組織の目的や役割に応じて、組織内や地域・教育機関等における食育に自主的に取り組むとともに、食育推進に関する施策や、活動に協力することで、地域での食育推進の中核的役割を担います。

市町村

市町村は、県との連携を図りつつ、市町村食育推進計画の作成や食育推進会議の設置を進めるとともに、子どもの保護者、教育・保育・医療・保健関係者、農林漁業者、食品関連事業者、各種団体・ボランティア等の「地域リーダー」と連携して、その地域の特性を生かした、住民一人一人へ届く広がりのある施策を展開することが必要です。

徳島県

県は、この計画の実現に向けて、必要な施策を展開するとともに、県民をはじめとして、各関係機関・団体等における自主的な取り組みが促進されるよう、これらの関係者との連携を図り、必要な支援や情報の提供・共有化に努めます。